

諏訪之瀬島に訪れる皆様へ

諏訪之瀬島御岳から 2 キロの範囲 立ち入り禁止

諏訪之瀬島噴火警戒レベル引き上げについて

令和 2 年 12 月 28 日午前 2 時 48 分、諏訪之瀬島の御岳で大きな噴石を伴う噴火が発生し、**諏訪之瀬島に火口周辺警報（噴火警戒レベル 3、入山規制）** が発表されました。

噴火警戒レベルが 2 から 3 に引き上げられ、入山規制が発令されたことから、**諏訪之瀬島御岳から 2 キロの範囲に立ち入りできません。** ご理解とご協力をお願いいたします。

■ 諏訪之瀬島 噴火警戒レベルに対応した規制範囲

● 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル 5（避難）：

危険な居住地域からの避難

レベル 4（避難準備）：

警戒が必要な居住地域での避難準備。
要援護者は避難等。

レベル 3（入山規制）：

火口から概ね 2km 以内の立入禁止
○ の範囲内

レベル 2（火口周辺規制）：

火口から概ね 1km 以内の立入禁止
○ の範囲内

レベル 1（活火山であることに留意）：

状況に応じて火口内への立入規制等。

—：一般道

—：登山道

○：御岳火口

○：居住区域

■：レベル 3 の規制箇所

■：レベル 2 の規制箇所

■ この図は諏訪之瀬島防災情報図（鹿児島県地域防災計画）を元に十島村等と調整して作成しています。

■ 各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については十島村にお問い合わせください

この図は、国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地図画像、数値地図 50m メッシュ（標高）およびカシミール 3D を使用して作成しています。

